

平成 3 1 年

# 第 1 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

忠 岡 町 議 会

平成31年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

平成31年3月27日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長兼教育総務課長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森野 博志		土居 正幸
消防次長兼予防課長	山田 忠志		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (前田 長市議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、11名出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (前田 長市議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」開会)

議長 (前田 長市議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (前田 長市議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成31年第1回忠岡町議会定例会議事日程(3日目)について、ご報告申し上げます。

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第11号 | 平成31年度忠岡町一般会計予算について                            |
|      | 議案第12号 | 平成31年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について                  |
|      | 議案第13号 | 平成31年度忠岡町介護保険特別会計予算について                        |
|      | 議案第14号 | 平成31年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について                     |
|      | 議案第15号 | 平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算について<br>(一括予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第2 | 議案第17号 | 委託契約締結について(忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業)                |
| 日程第3 | 議案第18号 | 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について                          |
| 日程第4 | 議案第19号 | 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第10号)について                    |
| 日程第5 | 議案第20号 | 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第4号)について                 |
| 日程第6 | 議案第21号 | 平成31年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)について                     |
| 日程第7 | 意見書第1号 | 高すぎる国保料を引き下げ、住民と医療保険制度を守ることを求める意見書の提出について      |
| 日程第8 | 意見書第2号 | 介護保険制度の改悪中止を求める意見書の提出について                      |
| 日程第9 |        | 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について                       |

日程第10 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について  
日程第11 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について  
以上でございます。

議長（前田 長市議員）

日程第1 議案第11号 平成31年度忠岡町一般会計予算について、議案第12号 平成31年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議案第13号 平成31年度忠岡町介護保険特別会計予算について、議案第14号 平成31年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第15号 平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算について、以上5件、一括して議題といたします。

本件も、去る3月1日第1回定例会において、予算審査特別委員会に付託、休会中の審査に付されました。

ただいまから委員長の前田 弘委員長より、審査の結果報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長（前田 弘議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

前田委員長。

予算審査特別委員会委員長（前田 弘議員）

議長のお許しをいただきまして、ただいまから予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成31年3月1日開会の第1回定例会におきまして、本特別委員会に付託されました平成31年度忠岡町一般会計、各特別会計予算についての審査の経過及び結果について、ご報告をいたします。

委員会は、3月18日、19日、20日の3日間にわたり、議案説明のため、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計について慎重に審査をいたしました。

出席委員は、北村孝委員、杉原健士委員、河野隆子委員、三宅良矢委員、高迫千代司委員、私、前田弘と、オブザーバーとして前田長市議長出席のもと審査を行いました。

各会計の予算高は、既に議員各位に配布されております予算書のとおりでございます。財政課より平成31年度の当初予算の特徴について説明がありました。

平成31年度一般会計当初予算（案）は、前年度当初比2.7%増の66億7,700万円になるとのことです。

この主たる要因は、スポーツセンター耐震化等整備事業の減で普通建設事業費が減となったものの、認定こども園開設に伴う施設型給付費や補助金の増加、忠岡小学校整備事業債等にかかる公債費の増などにより増加しているとのことです。

31年度予算につきましては財政状況を考慮しつつも教育・子育て支援の充実に重点を置き、「安心して子育てができるまちづくり」を基本に編成したとの説明がありました。

また、今後10カ年の財政収支見通しでは、まず、30年度に発生した台風21号による災害復旧経費のため、主要な普通建設事業一覧において31年度に実施予定でありました新浜集会所解体撤去工事とシビックセンター等空調更新事業を1年先送りさせていただいているとのことであります。

次に、主な推計見込みの項目では、ふるさと忠岡応援寄附金については、32年度以降、20%減の8,000万円とし、平成31年10月からの消費税率改定の影響は見込んでおり、クリーンセンター運営経費については、31年度当初予算ベースで見込んでいるとのことであります。

最後に、昨年、決算審査特別委員会で示した10月時点の収支見通しと比べますと、32年度以降悪化しているが、その主な要因は、東忠岡地区認定こども園整備事業の内容が具体化したことにより、それらの経費を見込んだことによるものであるとの説明がありました。

各会計予算の説明後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の経過など詳しい内容につきましては、各会派にご配布しております委員会の記録をご参照願いたいというように思います。

それでは、討論で各委員から出されました意見と要望でございますが、北村孝委員は、平成31年度当初予算案について、公明党の意見を申し上げます。

本年5月に新元号に改元され、平成の元号がつく予算案は最後となります。平成30年は大阪府にとって忠岡町にとっても忘れられない1年となりました。6月には大阪北部地震、7月には豪雨、さらに9月には台風21号、24号は府民、町民に甚大な物的被害をもたらしました。

そういった状況下での平成31年度の予算編成であったかと察します。一般会計、各特別会計、合計で118億2,185万7,000円であります。中身については、主なもので就学前施設給食費の無償化、災害情報伝達システムの導入、ブロック塀等の安全確保事業補助金事業の創設。また、認定こども園の4月からのスタート、スポーツセンター内温水プールの指定管理者制度での再開、限られた財源での住民サービスの向上を評価し、平成31年度当初予算案に賛成いたします。

続いて、河野隆子委員は、忠岡町の2019年度の予算案について、日本共産党の議員団の意見を申し上げます。

安倍・自公政権による2019年度の政府予算案は、10月からの消費税10%への増税を前提に「経済を破綻させ、大軍拡で憲法と平和を壊し、二重に亡国への道を突き進む予算」となっております。

2019年度の地方財政は、政府の「公的サービスの産業化」路線を引き続き押しつけ

るものとなっており、学校や公営住宅、公共施設などの行政サービスを初め、上下水道や公立病院などの公営企業を含め、あらゆる公的サービスを「集約化」と「広域連携」へと誘導し、民間委託や民営化などによる企業のもうけ先の拡大を一層進めようとしています。

10月からの消費税10%への引き上げは、住民の暮らしを直撃し、消費不況を一層深刻にするとともに、逆進性によって貧困と格差がますます拡大します。3月末で、消費税が導入されてから満30年になります。30年間の地方分を含めた消費税収の累計は372兆円、赤ん坊まで含めた国民一人当たり300万円もの消費税を取られた計算になります。増税分を含めた2019年度予算の税収見込み額を加えると397兆円にもなります。

ところが、ほぼ同じ時期に、ピーク時に比べた減収額の累計が法人三税は298兆円、所得税・住民税は275兆円にもなっています。

消費税収は、法人税や所得税の減収の穴埋めにすっかり消えてしまい、社会保障は、2019年度も、概算要求時点で見込まれた「自然増」6,000億円を4,800億円に圧縮する予算編成となりました。安倍政権の7年間で圧縮された「自然増」の総額は1.7兆円になりました。社会保障の改悪は、これだけにとどまりません。

年金給付の削減や70から74歳の医療費負担の引き上げなど、以前に決まっていた改悪が実施に移されたことなどによる影響が大きく、これらを合わせた総額は、単年度ベースで社会保障は7年間で4.3兆円の改悪です。

このような状況下で組まれた本町予算案です。昨年の予算委員会で毎年2億5,000万円改善すると自信を持って言われていた5年間の財政見通しが1年で変化してきましたが、住民からの目線でしっかり見てまいりましたし、委員会の中では防災問題などさまざまな住民要求を取り上げ、実現を求めてきました。

まずは予算案の改善を求める内容について申し上げます。

1つ目、周辺の市や町のように入札制度を改善してください。約束された最低制限価格の事前公表や、指名委員会の選定方法の事後公表を求めます。

2つ目、財政健全化を住民にお願いしながら衛生費の委託料の引き上げやクリーンセンターへの大きな修理費などは見直してください。

3つ目、耐えがたい負担となっている国保や介護保険の料金を引き下げてください。

4つ目、個人情報漏洩やプライバシー侵害の個人番号は広げないでください。

5つ目、不景気で物価高の折、公共料金の値上げは慎重のうえにも慎重に検討して料金を上げないでください。

何よりも自治体の仕事は住民福祉の向上のためにあるということを踏まえてお取り組みいただきたいと思い、以上のことを強く求めます。

一方、新年度の予算には、1つ目、幼稚園・保育所の給食の無償化されること。

2つ目、ブックスタート事業をセカンド、サードと拡充されること。

3つ目、指定管理ではあるけれど温水プールを再開されること。

4つ目、学校の少人数学級の取り組みに予算を組み、一歩前に進められました。ぜひ最後まで努力して実現させていただきたいと思います。

5つ目、ひとり暮らし高齢者などの水道補助金を一般会計で出し、事業を継続されたこと。

6つ目、就学援助費は生保基準が引き下げられても新規の方も含め影響が出ないようにされたこと。また、入学準備金など増額されていること。

7つ目、民間ブロック塀の安全確保の補助金制度を設置されたこと。

8つ目、こども食堂、あすなろ未来塾、英語教室、漁業の振興、中小企業融資の利子補給制度、子どもの安全活動などに引き続き取り組まれています。

また、審議の中でブロック塀の撤去工事は4月以前にもさかのぼって適用されると答弁がありました。視覚・聴覚障がい者の方に防災の受信機として障がい者の日常生活用具が支給されること。また、入札制度の改善にも取り組まれることが明らかになりました。

以上の点を考慮して、2019年度の予算案に賛成をいたします。

続いて、高迫千代司委員は、河野委員と同意見でありますので、賛成をさせていただきますということです。

続きまして、杉原健士委員は、平成31年度一般会計並びに特別会計予算について、呈祥会の意見を述べさせていただきます。

総額は118億2,185万7,000円となり、前年度比一般会計1億7,600万円の増、特別会計で3,814万3,000円の減であります。

教育、子育て支援の充実を図るための予算も計上されております。就学前施設給食無償化、(仮称)東忠岡地区認定こども園整備事業など人口減少が続く現在、若者が定住していただける施策は、どしどし取り組むよう願うところであります。

安全・安心なまちづくりはもとより、教育の充実を図ることで、子どもたちの学力アップなど、先行して英語教育関係、あすなろ未来塾事業実施等については、大いに推進していただくよう思うところであります。

さて、クリーンセンター費につきましては、31年度は単年度での予算になっていますが、来年度に向けては広域に進むための土台づくりのためにも、コンサルタント関係等のことも十分に精査していただき、一日も早く泉北環境のほうへ広域できるようお願いいたしまして、本予算を認定いたします。

続いて、三宅良矢委員は、平成31年度予算委員会の意見を三宅良矢よりお伝えいたします。

平成30年度は忠岡町議会が例年になく審議に時間を要した年でありました。

私が約4年前に初めて議員となったときに感じたことは、理事側提案ありきの審査機関

ではないか。それは、何だかんだともめて、あれやこれやと意見を繰り返したとしても、最終的には賛成多数になるのだなと、ちまたにやゆされる大政翼賛議会そのものを忠岡も体現していると感じ続けてきました。確かに14年前の市町村合併を否決した際に誕生した首長がそのまま続けていることに加えて、その首長に対してこれまでの選挙で物申す文化がないということは、役所も議会というものを軽んじてくる傾向になるということは、地方自治において首長の権限が強まる傾向にある中で、職員経験を有するものからすればいたし方ないのかと思えてきます。

しかし、この半年くらいにかけては忠岡町の議会機能を素直に見直せる人間となりました。つまり、本当に反対する時は本当に反対するのだ、動かそうとすれば動かせるのだということです。確かな答えが常に返ってくるわけではありませんが、徐々にであれ、一議員が住民の皆様より託された権限を最大限に活用することで、方向性を徐々に動かせることができます。つまり、本来議会の持つ町政のチェック機関の役目を果たすことを忠岡町議会ではできるということです。

さて、本予算委員会では、一定の財政見通しが開けてくる中で、これまでどおりの各種施策が進むことについて特段問題視はしておりません。東忠岡地区でのこども園化については、周辺住民や保護者、そして子どもたちの視点を取り入れ、計画どおりに進めていただきたいと思いますし、就学前の給食費が無償化となり、この4月に行われる府知事選挙で自民系の小西候補が勝てば、小・中学校まで無償化となり、一体的な子どもを育てる家族の負担が軽減されることは大変喜ばしいことだと考えております。現在は晩婚化や非婚化が進み、養子縁組制度が進まない日本において、子どもを育てる家族の金銭的負担と、育てない方が高齢者になって支えてもらう中で得られる金銭的メリットが拡大することで、生活スタイルの違いによって不公平感を生んでいます。誰もがいつかは若い世代に支えてもらえるのだという視点に立てば、この分野に財政投入されることは、公が持つ所得再配分機能に対して大きな役割を果たすということになります。まだまだ子どもを育てる金銭的負担という面で解決しなくてはいけないことは多くありますが、現状において町主体でできることはかなり果たそうとしていると評価させていただきます。

これから地域の人間関係がより一層希薄化し、自治会などが衰退していくと仮定すれば、今以上に自助共助より公助という部分の責任も大きくなります。

災害はいつか必ず起こります。その備えにおいて100%の防災はあり得ませんが、減災において少しでも高めていく視点を大切に、今以上の取り組みを推進してください。この視点で見ればまだまだ道半ばであると思います。

企業や雇用が若い世代を中心に安定している現在において、私たち団塊ジュニア世代が若いころ味わった人間の使い捨て社会の風潮から、人足らなくなったことで人確保のために大きく改善してきている実感があります。今後もこの傾向は移民政策を強力に推進しないのであれば続くはずですし、一人当たりの価値も高まります。5Gの世の中でAI技術



が主流となり生産性が向上すれば、国債依存の政府の借金（いわゆる国の借金）が減少する中で、より日本の未来は安泰であると思います。そのような潮流を担当者はしっかりと理解していただき、忠岡町の企業支援や雇用環境の確保及び、今後は予算の拡充にも努めてください。

最後に、総括質疑において幾つかの課題を投げさせていただきました。

1点目です。忠岡町福祉センターと忠岡町文化会館を一体化して運営管理をできないかということです。互いに休館日がたがえているということもあり、また1つの運営者が管理することでコストの低減も図れると考えます。町内の各種申し込み窓口が一本化することで、住民にとってわかりやすく、かつ利便性が向上されます。残す課題は担当部局の求めている見識が違うということ。つまり、「住民の利便性」か「行政の縦割り責任」のどちらを優先していくべきであるかということになります。平成33年3月末まで約2年間の時間があります。その間に他市に先駆けて誇れる行政の柔軟性を発揮し、住民ファーストの運営に向けていただければと思いますが、「難しい」との回答の繰り返しで大変残念です。

2点目です。東忠岡小学校の第2体育館の安全確保についてです。なぜこれにこだわるかということ、6月大阪北部地震において小学女児が倒れてきたブロック塀に潰されて圧死したということです。私と同じ三宅姓であったこともありますし、同じ女の子の父親としての痛ましい気持ち以上に、なぜ人が死ぬなどのショッキングな事件とならないと、役所というものは動かないのだという憤りが根底にあります。もし、松原市の築40年の建築物のひさしが落下して人が死んでいたら、何らかの立ち入りできない対策をしていたでしょう。東小学校の第2体育館にて同様なことが起こり、子どもが痛ましいこととなったら誰が責任をとるのでしょうか。万が一なことになったら私が一生涯をもって責任を負うという方がいない中、行政の責任分散の犠牲の悲しみを深めるようなことにはしたくありません。ふだんの暮らしの幸せが当たり前続けるために何をしていくべきかという視点を大切にしてほしいものです。

予算からすれば小さいことかもしれませんが、最後の点を理由に本予算委員会の意見集約の時点においては賛成しません。

以上が各委員の意見でございました。

本特別委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、平成31年度忠岡町一般会計予算、各特別会計予算については、賛成多数をもって、原案のとおり「可決すべき」との結論に達しましたので、ご報告をいたします。

最後に、今回の審査に当たっては、3日間、多岐にわたり質疑が展開され、強い要望、厳しい指摘も多く出されました。

今後、理事者におかれましては、指摘事項等を踏まえ、引き続き財政健全化に向けてより一層取り組みを強められるとともに、住民サービスの向上にも鋭意努力を傾注されます

ことをあわせて強く要望いたしまして、予算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成31年3月27日

予算審査特別委員会 委員長 前田 弘

以上でございます。

議長（前田 長市議員）

報告は、以上のおりであります。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

これより、議案第11号 平成31年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第15号 平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算についてまで、一括して採決いたします。

委員長の報告のとおり、これを可決することに決しまして、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第11号 平成31年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第15号 平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算についてまでの5件についての賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 長市議員）

起立多数であります。

よって、議案第11号 平成31年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第15号 平成31年度忠岡町下水道事業特別会計予算についてまでの5件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第2 議案第17号 委託契約締結について（忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第17号 委託契約締結について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町クリーンセンターの整備運営管理事業委託について、現行の長期包括整備運営管理事業の受託者である住友重機械エンバイロメント・松和共同企業体と随意契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

本案件については、3月1日の忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業の債務負担行為の補正で出てきました限度額3億1,364万9,000円ということの、この補正についての請負契約、委託契約ということの締結の問題であります。

まず第1点にお聞きしたいのは、契約金額があまりにも高過ぎるのではないかという点であります。これは限度額ですね、その議決された限度額に対して、今回の契約金額は何%の発注というんでしょうか、契約金額になっているんでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

率といたしましては、95.7となっております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

95.72%。大変高い、入札をしたとしたならば、95%を超えるということは大変高い落札率であると指摘をしなければいけないような金額であります。しかも、これは契約の方法が随意契約となっております。随意契約ということになったというのは、時間的な問題ということもあったかと思えます。しかし、本町の随意契約にする場合の理由としては、時間的な問題ということもありますが、特殊ということもありませんが、随意契約にされたという点についてということ、その理由ですね、もう一度ご説明いただきたいということ。

それとあと、随意契約に関して多社とでなく1社としか交渉されていないということでありますので、この随意契約が忠岡町の随意契約についての指針、ガイドラインに対して適合しているのかどうかという点と、あと、これの交渉に当たっては、忠岡町がどのような努力をしたか、金額について交渉についての努力はどのようにされたのかという点についてお聞きしたいと思えます。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

随意契約に持っていった理由につきましては、さきの議会でもご説明させていただきましたとおり、忠岡町から提案させていただきました整備委員会を経ての回答について、議会の議決を得られなかったという形で、早急に新しい形の部分を考えていく中で、今回、台風21号の被害の対応にかられまして、時間的余裕がなかったというのが第1の原因であるとと考えてございます。まことに申しわけないところでございます。

また、その部分につきましては、新しくコンサル会社を入れまして、次の計画をとということで、コンサル会社のほうにも数社に打診を取ったところでございますが、この部分につきましても、期間的な余裕がなかったということで辞退されたという形になりましたので、コンサル会社については当初からモニター委員会等でも参加していただいているコンサルに再度交渉して、時間的余裕がない中で、今回の部分をつくっていただいたという経

緯でございます。

この部分について、その契約部局がつくりました随意契約の指針に照らし合わせますと、特命随契というような形の部分、俗に言う1社随契ですね、特命随契という手法がございますので、今、運転管理をしている、また保守並びにその工事に当たっている業者さんとお話をさせていただいたという形をとらせていただきました。その部分につきましては、一応町として随契に持っていく理由という形の部分については、抵触はしていないのではないかと考えてございます。

以上です。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

時間的な問題ということがあるということではありますが、そういった問題については、昨年の7月にさかのぼるということでもありますけれども、昨年の7月の時点でも大変タイトなスケジュールで、そのとおりに通ってもなかなか難しいであろうという中身だったと思います。その点については、台風という問題もありましたけれども、やはり遅いというところも当初から指摘をされていたと思います。

ですが、随意契約について、やむを得ないという事情があったにせよ、やはりこの交渉についての努力についてのご答弁がありませんでした。交渉をして、あくまでも限度額は限度額であって、それに対してどのぐらいの、できるだけ低く契約金額を抑えていくという努力については、忠岡町は、今お答えなかったんですけれども、全員協議会というところでお聞きしましたら、限度額の範囲内であったから、まけてほしいという、そういう交渉についてはしなかったというふうな答弁がありました。ということなので、それについてはやはり問題ではないかということとは指摘をさせていただきました。やはり忠岡町、財政的に余裕があればそんなに、まあまあ限度額の範囲だということになるでしょうけれども、やはり忠岡町は財政が大変だと言って、さまざまな住民サービスをカットしたままであったり、水道料金は大変大阪府下でも7番目に高い、介護保険料も今度値上げをされて府下上位で上から7番目であるとか、国保料も大阪府の統一保険料に合わせたために、大変高い保険料になっている。そして、さまざまな住民の要求ですね、福祉バスをもう1周、もう1台増便してほしい、反対回りもつくってほしい。それをするには、あと350万円ほどあればできるのに、そのお金も出さない。また、文化会館、もう1日あけてほしい。500万円あれば年間、そんなに週2日も休まずに、週1日の休みでできる。そういう数百万円の毎年のお金を、そういうふうに町民にできないということで押しつけておいて、こういった多額の工事費の分については、交渉においてもうちちょっと努力をして引き下げさせるという努力ができないのかということに、今回の委託契約の締結についての問題の大きなところがあると思います。

それはもうされていないということでもありますので、忠岡町の姿勢であるという点は指摘しておきます。それは、やっぱり住民の立場に立った契約のあり方ということも努力をしていらっしゃるというところについては、やはり認めがたいものであります。それが1点であります。

もう1つ、それと、これはそもそもの1億3,000万円の点検・補修費、点検というよりも補修費がほとんどであります。点検・補修費について、この議論は決着がついておりませんが、やはり1年間、この委託契約についてはとりあえず1年間どうしようかという、そういうとりあえずの緊急的な契約でありますので、それを1億3,000万円も補修をするという根拠が、とりあえず1年間は壊れないと、普通に使っていれば壊れないという保証がある中で、10年間の長期包括の契約ではそうです。必要最低限の消耗品的なものについては交換をしないといけないとは思いますが、1億3,000万円も今回この時期にかけるとい意味合いが全くない状態であるにもかかわらず、3年先、5年先のちゃんと使えるようにという、それは今後この1年間、これから1年間かけて、どのような管理運転をするのかというところを決める中で、どういう補修をするのかというのが出てくるのに、それは抜きにして、その議論をする以前から、もう3年後、5年後のために、ということはさらにもっと使おうとしているからそういうふうなことが出てくるわけで、で、1億3,000万円、そういう補修費を組む必要性がないにもかかわらず組んでいる契約であると思います。

もう一度お尋ねをいたしたい点は、予算委員会の中でも、会議録をちょっと拝見いたしましたけれども、予算委員会の中で、延命化ではございませんと、この1億3,000万円、延命化ではないと。事前補修でしたかね、何とおっしゃってたか、予防保全ですね。予防保全のためやと。だから、予防やから今壊れていないと、今どうもないと。この1年間、そんなにそこが何かあるというわけではないという、予防保全を今する必要があるのかというところであります。

来年度、31年度でなく、次年度で補修をするということであればわかります。どういう使い方を、どういう補修が要ると。だけど、今現在、とりあえずの契約じゃないんですか、この委託契約というのは。この1年間限りの契約でありますよ、これ。何年間もする長期的な長期契約ではないと思います。これは1年間だけの委託契約であるにもかかわらず、その先の分を見越したような、そういう補修をする必要があるのかということで、最後お聞きしたいんですけれども、これはとりあえずの1年間だけの契約でありますね。ですね。そして、この1年間のとりあえずの契約の中で、これをする必要性というのがどこにあるのか。次年度、32年度以降にこのような補修をするということをしてよかったです内容ではないかというふうなことが思われるんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

もう少し整理して、もう一度お聞きしますが、そしたらこの1億3,000万円の補

修費をここで契約をしなければ、この31年度ですね、新年度、困るようなことがあるのかどうかですね。ということ、そういう意味合いでお聞きしております。この必要性はどこにあるのかと。とりあえずの契約じゃないんですか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（前田 長市議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

これもさきの議会で答弁させていただいてるとおり、忠岡町といたしましては、泉北環境との広域を目指して、今、お話し合いをさせていただいております。これが32年、33年に泉北環境のほうへごみ処理を委託なり一組なりで入っていけるという確約が今のところございません。引き続き鋭意努力させていただきたいと考えてございますが、今の時点では確約はございません。

また、31年度の契約については、とりあえずという形で1年間、今の運営管理をしていただいている業者さんと締結させていただきました。ただ、その工事については、必要最小限の項目という形で忠岡町のほうでピックアップさせていただいた部分を出させていただいたと。これは是枝先生が言われるように、この1年間だけのというような形の部分ではありません。というのは、先ほど申し上げたとおり、1年で泉北環境のほうへ広域化に伴ってごみ処理をお願いできるというめどが今のところ立ってございませんので、先行きのことを考えていきますと、ここで手を加えていくのがベストであるという判断から、そういうふうな形でさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

5番（是枝 綾子議員）

委員長、質問ではございませんので。

議長（前田 長市議員）

3回になりますので。

5番（是枝 綾子議員）

私のお聞きしていることは、とりあえずの1年間の契約でしょうと。そこで、その先については、これから1年間かけてどういう管理・運営の仕方、そのためにはどういう補修、後から補修がつくわけです。どういう管理・運転をするのかと。どういう補修が必要かということの、その議論をこれからするのに、もう先にやってしまうと、今、いうことがおかしいんじゃないかということをお聞きしたわけでありませう。

それについては直接のお答えはなかったわけですが、そういった議論の先取りをされたということですね。将来の今後の管理・運転の部分についての審議をこれからしましょうと言うているのに、先取りをして補修を行ったと。行う必要があるのかという点では、この契約内容については、これは議会の議論を制限していくようなものになっていく

ということで、これは大変認めることはできませんということは申し上げておきます。  
以上です。

議長（前田 長市議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本委託契約について、反対の意見を申し上げます。

当初の金額からして契約金額は95.72%で、債務負担行為に賛成された方からも高い、このように言われている金額です。運転管理の1億8,000万円が1億7,000万円になり、1,000万円下がりましたが、年次点検・補修費は、1億3,000万円が1億2,500万円と、わずか500万円下がっただけです。

大事なことは、随意契約ですから値引き交渉はされたのかと問われても、していないと答えられています。これは今の忠岡の現状を考える、昨年7月の議会の否決した内容を考えるという点から見ても大問題ではないかというふうに思います。

さきの予算委員会では7億6,900万円の延命化工事を含む10年の長期包括の計画、これはベースとしていません、このように言われましたけれど、実際は2年先や3年先や5年先を考え、担当課の方が壊れていない、このように明言しておられる機械、故障もしていない焼却炉を年次点検・補修の名で1億2,500万円も使う、これが本当に正しいやり方なのでしょうか。

そして、忠岡町の財政収支見通しでは、この金額を5年見込んでいますから、下がった金額でも6億2,500万円になります。これでは10年の長期包括計画と変わらない大金の投入以外の何物でもありません。それも修理をした金額を精算して確認の上渡すのではなく、お金は最初から業者に渡し切り、性能さえ保障されれば使われない残金はその企



業のもとに残ります。ほぼ包括的な運用です。違うことといえば、仕様にない故障が起これば、それは新たに忠岡町が別のお金を出してきて支払うということですから、このような契約が忠岡町にとっていい契約だなどとはとても思われたい内容であります。

そもそも、建設以来10年目の焼却炉になぜこんな大金を投入しなければならないのでしょうか。私たちは岬町や熊取町などの実例を挙げて、安い経費で安定的に運転をしている焼却炉の具体例を何度もお話をし、議会でも取り上げてまいりました。しかし、担当課は、10年で大金をかけて延命化するのはセオリーだとおっしゃいました。どこの市や町が焼却炉を10年かけて延命化をしているのか、具体的な例は挙げていただいたことがありません。一度もないんです。セオリー、いわゆる確立された方式、定石だというのであれば、本来その事例というのはきら星のごとく示されて当然ではありませんか。それが無い中で、年次でも事前補修でも同じことですが、高い修理費をかけることはやめていただきたいと思います。

議会での答弁は、31年度に時間をかけ今後のごみ焼却炉のあり方を検討する、このようにお答えになりました。そして、その間の1年間だけ運転管理を委託したいというふうに言われましたけれど、この契約では既に事前補修の名前で、延命化工事に匹敵する修理費が計上されている中身です。

私たちは、必要なメンテナンスは要るだろうというふうに考えていますけれど、そのメンテナンスの範囲を超えた莫大なお金を、今も壊れていないごみ焼却炉のために事前に、事前に修理をするという必要は本当にあるのでしょうか。それは31年度に考える計画の中身そのものではありませんか。考える前から先取りして莫大なお金をかけた修理は反対です。

忠岡町はいまだ財政健全化の途上にあり、幹部職員の皆さんはもちろんのこと、住民の方々もご不便やご協力をいただいていることは、先ほどの質問でも申し上げた内容で皆さん既にご承知のとおりです。何よりも地方自治体は住民福祉の向上にこそ、その仕事の中身があります。しっかり頑張って検討していただいて、行政の無駄を省いて住民の暮らしのために使う、ここに努力していただくのが本旨ではないでしょうか。

以上の立場から、忠岡町のためにも住民のためにもならない本契約については認められません。

議長（前田 長市議員）

原案に対し、賛成者の発言を求めます。

森議員。

12番（森 政雄議員）

先ほど予防保全ですか、というような言葉が出ましたけども、まあクリーンセンター、私も家で、規模、職種は違いますが機械を持って見てるんですけども、その機械を見て、その異音というんかね、何かおかしい音するとか、そういうことをしながらするの

がその保全、予防保全です。イコール延命化です、機械の。私はそう思っています。そやからクリーンセンターでも、専門家かわからんけども、その人らがやっぱり見てて、あっ、ここはすぐに直さなあかん、これはまだもっと先でもいけるとか、そういうことは皆さん考えてると思うんです。機械的に、予防保全それから延命化ですね。そういうことは。それをこっちがどう判断するかです。それを、今回のこの1年の契約は、うちがそやから向こうへでも誰かでも行って、そういうことを1年あったら十分勉強する時間あると思います。だから、そういうことをもっと考えてほしいと思います。

あと、泉北環境のほうに、その組合のほうに入れるかどうかはまだわからんし、この先まだまだうちが自分らで焼かなあかんか業者に任すのか、それも考えて、方向性を考えていかんと、この先何ぼ言うてもこの同じ問題出てくると思います。だからそういうことをもっと考えてやっていただきたいと思います。

ただ、このことしの予算案は、これはそやからその試金石というんかね、どういう方向を示すんか、そのことを考えてせなあかんと思うんです。

以上です。

議長（前田 長市議員）

他に、反対の討論、ありますか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

この議論については3月1日でも述べましたけれども、再度申し上げないといけないというふうに思います。

まず、予防保全ということでもありますから、今後どのように使っていくのかということが前提で、ここを予防していこうということでもありますから、これは今回とりあえずの、とりあえずの契約って答弁でもありましたね。とりあえずの答弁であります。ですので、先にする必要性はございません。

また、この音がとか、その運転している人が何かわかるとか何か言っていらっしゃったんですけれども、まずこの予防保全の項目については環境技術研究所が仕様書をまとめられたということで、この環境技術研究所、そもそもの延命化の必要なところというのも、現地を見に行かずに、それぞれの部品が何年来たと、耐用年数から計算してと、修理をしたのがいつでというふうなことで、現地を見ずに、音も聞かずに、実際に見ずにつくった延命化の計画、そこからまた導き出した、見にも行かずにつくった今回の修理の仕様書であります。

だから、その現場というよりも、この仕様書をつくった環境技術研究所が今回、このク

リーンセンターの3億1,300万の債務負担行為の、これを出してきた仕様書ですね。これを現地を見に行ったかという、多分見に行っていないと思います。行ってないですね。行ってないわけです。だから現場というよりも、環境技術研究所が現地を見に行かずに資料だけで見てつくった仕様書であろうというふうに思われます。ですから、そのようなもので、実際にそれが適合しているのかどうかというところは全くの不明でありますし、合うてないと思います。

また、広域化を進めるというのは、10年前から町長が、広域化を進めていくから10年間だけ運転管理を長期包括でさせてくれということを出したものですから、それについてはもう広域化を進めると、10年後には、全ての議員が10年後にはもう、今度の4月1日からもう広域化になってると思うことで決めたことであります。だけど、また一からお話を継続されるというか、これからいつになるかわからないということでもありますから、それはやはり理由にならないことだと思います。

ということで、広域化を進めるのは1日でも早く、1年でも早くすべき問題であろうかと思えます。ですから、3年とか5年先とかいうふうなお話をされること自体が議会に対しての、大変答弁については、まあ言うたらごまかしというふうに思わざるを得ません。5年後には行ってないということがあるのであれば、これはまたこの議論は何だったのかということになるかと思えます。

以上、これはやはりとりあえず1年間の契約であるということは答弁でもされておりますので、予防保全の必要性ということは次年度から考えればいいことであります。この1年間は長期包括契約のところでもうたわれているように、1年間は問題なく使用されるということを保障してもらっているはずでありますので、故障ということはないということです。このような委託契約の中身についてはやはり認められませんということで、反対討論とします。

議長（前田 長市議員）

他に、原案に賛成の方、いてはりますか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 委託契約締結について（忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業）を採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第17号 委託契約締結について（忠岡町クリーンセンター整備運営管理事業）の

賛成議員の起立を求めます。

(起立同数)

議長（前田 長市議員）

起立同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長裁決となります。

本案については、議長は、可決と裁決いたしました。

よって、本案は可決されました。

議長（前田 長市議員）

日程第3 議案第18号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第18号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府内統一の標準保険料率を算定するに当たり、特別調整交付金の一部を公費として保険料を抑制する財源とするため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 忠岡町国民健康保険料条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（前田 長市議員）

日程第4 議案第19号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第19号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は153万3,000円で、これを補正することにより、予算総額は69億6,871万9,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金3万4,000円を計上、廃棄物処理施設災害復旧事業補助金910万円を計上、災害等廃棄物処理事業補助金660万円を計上、第14款 府支出金で、重度訪問介護等利用促進支援事業費補助金1,006万5,000円を計上、大阪府議会議員選挙委

託金 88万5,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金 2,515万1,000円を減額。

歳出につきましては、第2款 総務費で、期日前投票管理者等報酬 6万1,000円を計上、選挙事務時間外勤務手当 28万1,000円を計上、管理職員特別勤務手当 5万4,000円を計上、臨時職員賃金 4万8,000円を計上、職員食糧費 2万1,000円を計上、印刷製本費 5万1,000円を計上、投票用紙専用計数機交付機点検等委託料 33万9,000円を計上、木材等 3万円を計上、第3款 民生費で、地域支援事業繰出金介護予防事業 64万8,000円を計上、保育研修会負担金において財源更正、第4款、衛生費で、災害ごみ処分等業務委託料において財源更正、第13款 災害復旧費で缶瓶選別施設修繕料、クリーンセンター場外電気修繕料、クリーンセンター災害復旧工事において財源更正を行うものであります。

次に、繰越明許であります、被災農業者向け経営体育成支援事業 435万6,000円、町立小学校ブロック塀改修事業 2,534万5,000円、忠岡幼稚園ブロック塀改修事業 639万3,000円、クリーンセンター空気圧縮機等災害復旧事業 669万6,000円、三角公園防球フェンス災害復旧事業 400万円、社会教育施設災害復旧事業 921万円について、年度内に完了を見ないため、それぞれ翌年度に繰り越すものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第10号）について採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第5 議案第20号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 長市議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第20号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は518万5,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億5,088万6,000円となります。

歳入につきましては、第1款 保険料で、特別徴収保険料108万円を計上、普通徴収保険料11万3,000円を計上、第3款 国庫支出金で、調整交付金25万9,000円を計上、地域支援事業交付金103万7,000円を計上、第4款 支払基金交付金で、地域支援事業支援交付金140万円を計上、第5款 府支出金で、地域支援事業交付金64万8,000円を計上、第7款 繰入金で、地域支援事業繰入金64万8,000円を計上。

歳出につきましては、第3款 地域支援事業費で、第1号事業負担金518万5,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 平成30年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第4号)について採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

日程第6 議案第21号 平成31年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(前田 長市議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(前田 長市議員)



町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第21号 平成31年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2,300万円で、これを補正することにより、予算総額は67億円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、プレミアム商品券事務費補助金2,300万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、共済組合費3万4,000円を計上、第3款 民生費で、時間外勤務手当40万円を計上、共済組合費83万2,000円を計上、臨時職員賃金558万4,000円を計上、職員旅費1万円を計上、事務用消耗品代15万円を計上、郵便料274万円を計上、商品券換金手数料240万円を計上、プレミアム付商品券事業に係るシステム改修等委託料434万2,000円を計上、プレミアム付商品券等作成業務委託料565万8,000円を計上、複写機借上料12万4,000円を計上、システム機器借上72万6,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 長市議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（前田 長市議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 平成31年度忠岡町一般会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第7 意見書第1号 高すぎる国保料を引き下げ、住民と医療保険制度を守ることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（前田 長市議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第1号 高すぎる国保料を引き下げ、住民と医療保険制度を守ることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、高すぎる国保料を引き下げ、住民と医療保険制度を守ることを求める意見書を提出する。

平成31年3月27日提出

提出者	忠岡町議会議員	和田 善臣
賛成者	同	是枝 綾子
	同	北村 孝
	同	河野 隆子
	同	三宅 良矢

高すぎる国保料を引き下げ、住民と医療  
保険制度を守ることを求める意見書（案）

高すぎる国保料が住民の暮らしを圧迫し、多くの滞納世帯を生み出して、保険証取り上げや差し押さえなど悲惨な事態を引き起こしています。

国保は、年金生活者、失業者、健保非適用の事業所に勤める労働者、零細経営の自営業者など所得の低い人が多く加入する医療保険です。

協会けんぽ、組合健保など、被用者保険の保険料は、収入に保険料率をかけて計算するので家族の人数が保険料に影響をあたえることはありません。ところが、国保には世帯員

の数に応じて加算される「均等割」があり、子どもの多い世帯ほど保険料が高くなります。

「まるで人头税だ」という批判の声が上がり、全国知事会・全国市長会など地方団体からは「子どもの均等割の軽減」を求める要望が再三だされてきました。平成26（2014）年には、公費を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めました。

国保の一人あたり保険料水準は、公的医療保険の中でもっとも高く、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍です。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民にたいへん重い負担を強いる制度になっているのです。高すぎる保険料問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、社会の公平・公正を確保するうえでも、ただちに取り組むべき課題ではないでしょうか。

国保料を「協会けんぽ並み」に引き下げのために、「1兆円の公費負担増」を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日提出

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ただいまの阿児局長の朗読をもって説明にかえます。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

これより意見書第1号 高すぎる国保料を引き下げ、住民と医療保険制度を守ることを求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本件については、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長(前田 長市議員)

日程第8 意見書第2号 介護保険制度の改悪中止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(前田 長市議員)

局長。

議会事務局(阿児 英夫局長)

意見書第2号 介護保険制度の改悪中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、介護保険制度の改悪中止を求める意見書を提出する。

平成31年3月27日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

同 同 河野 隆子

## 介護保険制度の改悪中止を求める意見書（案）

国は、公的な介護費用を無理やり抑え込むために、軽度者が利用するサービスを中心に「使わせない」動きを強めています。閣議決定された経済財政運営の基本方針や財務省の財政制度審議会では、利用制限を狙った制度改編の項目がいくつも記載されています。今年10月からは生活援助の回数を事実上制限する仕組みまで開始しようとしています。介護現場の実態をあまりにも無視した乱暴なやり方です。

今年の「骨太方針」は、今年10月からの消費税増税と一体で、社会保障の大幅カットを打ち出し、医療・介護を標的にして国民の負担増や給付削減を次々と盛り込んでいます。特に介護分野では「ケアプランの作成」「軽度者への生活援助サービス」等の見直し・検討を、財政審の建議では、現在無償のケアプラン作成に「利用者負担の導入」を求めるとしています。また、軽度者については、要介護1・2の生活援助を介護給付から外すことを要求しています。いずれも、利用者と家族を直撃する中身になっています。ケアプラン作成の有料化は、新たな介護保険を利用する人には大きなハードルとなります。

また、要介護1・2の生活援助まで介護保険から外し、総合事業に移すことまで迫るなど、必要なサービスまで削減されかねないとの懸念の声が上がっています。軽度者が必要なサービスまで受けられなくなれば、早期に適切な支援を受けられなくなり、重症化を招く危険があり、利用者と家族を脅かす改悪はただちに中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月27日

泉北郡忠岡町議会

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 長市議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

提出者にかわり趣旨説明をさせていただきます。

2000年4月から始まった介護保険制度は、3年ごとの見直しがされ、2005年にはそれまで要支援の人も要介護の人も同じように在宅サービスを利用することができていたのを、要支援については介護予防サービスとはっきり記入をいたしました。要介護1で利用していた高齢者から介護ベッドの取り上げをする、こういったこともされてきました。

また利用料は、今まで1割負担であったものが、2015年8月からは、所得が280

万円以上ある利用者は利用料が1割から2割負担へ、施設に入っている利用者についても負担限度額の引き上げ、2018年8月からは現役並みの所得の344万以上の方は介護保険利用料が3割負担に、対象者は本町では22名であったと聞いております。

このような中で、2017年に行われた介護保険等関係法の成立と3年ごとの制度の見直しを受けて、2018年は年収383万円以上の高齢者には利用料の3割負担の導入、福祉用具のレンタル制導入による毎年の上限価格設定、介護保険と障害者福祉の事業所による共生型サービスの創設などが始まりました。2020年度に向けて利用料の原則2割負担化、施設の食費、部屋代を軽減する補足給付の資産要件に宅地などの固定資産を導入すること、ケアプランの有料化、要介護2以下の人のサービスを地域支援事業へ落とし込むなどが検討されております。

2018年10月からホームヘルパーが自宅を訪問し、1カ月の基準回数以上、要介護1であれば20回以上、要介護5までが31回以上の生活援助サービス、調理、清掃、洗濯などをケアプランに盛り込んだ場合、ケアマネによる市町村への届け出が義務化されました。市町村は地域ケア会議でケアプランの内容を検討し、不適切と判断すれば変更を促す場合もあります。全国で10月以降、基準回数を越えたケアプランを届け出たケアマネは全体のわずか4.5%にとどまり、「今回の義務化が利用者の自立支援に役立つと言えるか」の問いに対し、「言えない」と回答したケアマネは81.7%に上っています。

厚生労働省からは訪問介護の生活援助の切り下げを迫り、回数が全国より20%多いプランはサービス内容の是正を促すという通達が来ています。介護認定に関しては見直しがされ、今までと状態が変わらないのに低く認定される、時間も短くなりデイサービスの日にも削らなければならない、今までのサービスを受けようとする実費が発生する、非常に在宅で安心した暮らしができない、そういった悲痛な声も寄せられております。

保険者機能強化推進交付金や生活援助に制限をかけるこうした給付抑制のための仕組みは、当事者の暮らしの基盤を揺るがすものであり、中止、撤回すべきであると思います。そういった中でこの意見書をぜひ、皆さん高齢者の立場になり賛同を求めたいというものであります。よろしく願いいたします。

議長（前田 長市議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(前田 長市議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長(前田 長市議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長(前田 長市議員)

これより意見書第2号 介護保険制度の改悪中止を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第2号 介護保険制度の改悪中止を求める意見書の提出について、賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(前田 長市議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(前田 長市議員)

日程第9 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(前田 長市議員)

ご異議ないものと認めます。

よって、総務事業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とするこ

とに決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第10 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。

よって、福祉文教常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 長市議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること決定いたしました。

議長（前田 長市議員）

本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

議長（前田 長市議員）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（前田 長市議員）



町長。

町長（和田 吉衛町長）

ご苦労さまでございました。

今議会は長丁場でありました。お疲れさまでございました。施政方針や来年度予算、そのほかをご承認いただきまして、まことにありがとうございます。

思い出せば今年度もいろいろとご承認をいただきましたが、本当にありがとうございます。この間いろいろとご指導、ご鞭撻を賜り、今後も生かしていきたいと、こういうふうに思っております。

ところで、今議会でご勇退される方もおられるようですので、住民を代表して、また職員を代表してお礼を言いたいと思います。ありがとうございました。

来る4月には町議会議員選挙があります。改選されます議員の皆さん方にはまたお会いできると、こういうふうに楽しみにしております。お礼の挨拶で終わりたいと、こういうふうに思っております。

いろいろとありがとうございました。

議長（前田 長市議員）

以上をもちまして、平成31年第1回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様には、大変ご苦労さまでした。

（「午前11時37分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成31年3月27日

忠岡町議会議長 前 田 長 市

忠岡町議会議員 和 田 善 臣

忠岡町議会議員 森 政 雄